

## 船橋市保健所エイズ対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）に対する諸対策を円滑に実施するため定めるものとする。

### 第2 知識の啓発普及

市は、県、医療機関等の協力のもとに、エイズに対する正しい知識の啓発、普及を図る。

### 第3 相談窓口の設置

市民からのエイズに対する相談に対応するため、船橋市保健所（以下「保健所」という。）に相談窓口を設置する。

### 第4 HIV検査の実施

HIV検査希望者に対し、保健所で採血を行い、HIV検査を実施する。

### 第5 秘密の保持

この実施に際しては、エイズ対策に係る個人情報の秘密の保持に格段の注意を払うものとする。

### 第6 実施要領の策定

- 1 この要綱第3に規定するエイズ相談の設置に関しては、別に定める実施要領に基づき実施、運営するものとする。
- 2 この要綱第4に規定するHIV検査に関しては、別に定める実施要領に基づき実施、運営するものとする。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。